

いじめ防止対策推進法といじめ裁判の現段階

市川 須美子

はじめに

二〇一三年のいじめ防止対策推進法（以下いじめ対策法）の制定は、やや拙速な議員立法として内容的には種々の問題点を含んでいるが、いじめが許されない違法行為として広く承認され、被害者側が救済を求めて学校・教育委員会に行動を起こすための垣根を低くする役割を果たしたことは認められる。いじめおよびいじめ裁判を報じる各種新聞等の報道量の拡大から見ても、いじめ裁判は確かに増加傾向にある。判例雑誌等への掲載はそれほど増加していないが、判例データベース所収のいじめ判例は明らかに増加している。いじめ裁判の量的な拡大に伴い、その中で争われるいじめの態様の変化として、暴力・恐喝型のいじめが多数を占めていた初期のいじめ裁判と比較して、最近では暴力・恐喝型ももちろん継続しているが、無視・悪口などの心理的いじめの比重が増ってきている。さらに、携帯・スマホを使ったネットいじめなど身体的接触のないいじめも登場し、いじめの見えにくさが増幅し、いじめの形態自体が変化してきている側面がある。ネットいじめにかかわっては、発信者情報開示請求事件が多発し

ている⁽¹⁾。その過程で、最近のいじめ裁判では、従来のいじめ判例にはなかった新たな論点が浮上したり、従来からの論点にも新たな展開が見られたりしている。また、一挙に広がり、各地で進行しているいじめ裁判の中には、いじめ判例の到達点を踏まえていない裁判例も散見される。本稿では、主としていじめ対策法制定前後の二〇一三年以降の判例データベース所収のいじめ判例を分析し、いじめ裁判における法制定の影響と現段階の論点整理を行い、いじめ判例の方向性を検討する。

一 いじめと不法行為

第一の新たな論点として、広範に定義されたいじめと損害賠償請求の対象となる不法行為との異同の問題がある。いじめ対策法は、いじめを「児童等に対して、当該児童等が在籍している学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義している。これは文部科学省の二〇〇七年のいじめの新定義「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」を基礎に、いじめ行為を「攻撃」から「心理的又は物理的影響を与える行為」とさらに拡大した定義となっている。文科省の変更以前の旧定義は、「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」であった。これに対し、新定義は、いじめの早期発見、深刻な被害の防止の観点からも、関係性の限定、一方的な攻撃、攻撃の継続性、被害の深刻さなどの要件を取り払い、被害者の受け止めを重視した広範な概念となっている。いじめ裁判も文科省の定

義変更以後基本的には新定義のいじめ概念を前提としているとみられる。その結果、いじめの定義の広範さから、被害者の受け止めからすれば、確かにいじめの定義に該当する行為(いじめ)が認定されても、行為の不法行為法上の違法性が否定され、損害賠償請求が棄却される事例が生じている。従来はいじめ裁判では、いじめの有無と因果関係が最大の争点であり、いじめが立証されれば、損害賠償請求権も認められ、いじめ≡不法行為の等式がほぼ成立していた。暴力を伴わない心理的いじめによる被害が争われるようになった時点で、この等式が崩れ、高校一年生が遺書でいじめを告発して自殺未遂をした事例(後掲第三事例)が典型といえようが、いじめ事実が認定されながら、不法行為法上の違法性が否定され、いじめ対策法による違法行為であるいじめと不法行為法上の違法性にずれ(広狭の差)が生じてきている。

第一の事例として、小学校六年生のいじめによる不登校について、担任教師の不適切な対応と加害児童の親権者に対する監督義務違反に基づく損害賠償請求事件(名古屋地判平二五・一・三一)⁽²⁾がある。原告小学生は、同級生Aから一学期に「メガネザル」「ゲーマー」と呼ばれたり、給食当番の時に給食を横取りされたり、体育授業の用具付けの際にAが振り上げた足が胸元に当たるとの嫌がらせを受け、担任に訴えたが事態が改善されず、担任に不信感を持っていた。二学期にも、体操服を忘れてAにからかわれたり、修学旅行でも中学受験についてAから嫌味を言われ、旅行後の一月中旬から不登校になった。

裁判所は、以下のような理由で、Aの行為の違法性を否定した。「一般に、相手の心情を傷つける発言や行動が行われた場合、それらのすべてが違法となるものではないし、ましてや、いまだ人格的に未成熟な段階にある小学生の児童が、学校生活において、相手方の心情に対する配慮が足りない発言や行動に及んでしまうことがあることは避け難く、それに対する家庭や学校における指導等を通じて円満な人格形成が行われていくことが期待される時

期にあることを勘案すると、児童が『いじめの定義』にあたる行為を行ったとしても、それが直ちに不法行為法上違法とされるべきではなく、当該児童の発言や行動の内容の悪質性と頻度、身体の苦痛又は財産上の損失を与える行為の有無及び内容などの諸点を勘案した上、一連の発言や行動を全体的に考慮し、明らかに相手方の児童の心身に苦痛を与える意図と態様をもって行われたものであると認められる場合に、不法行為法上違法と評価されると解することが相当である。」「上記のAの各行為は、客観的にみればそのいじめとしての悪性や頻度はそれほど高くはなく、陰湿で悪質なものとははいえないといわざるを得ず、また、Aが故意により原告の身体に苦痛を与えたこととはないことからすると、原告が小学二年から四年までの間に不登校を経験しているという点を勘案し、かつ、上記のAの各行為を全体的に考慮したとしても、明らかに相手方の児童の心身に精神的な苦痛を与える意図と態様をもって行われたものとまでは認めることができず、不法行為法上違法と評価することはできない」。

次の事例もいじめによる不登校の事例で、学校設置者に対する安全配慮義務違反、加害児童の親権者に対する監督義務違反に基づく損害賠償請求事件(東京地判平二七・五・一四)³⁾である。小学五年生の女子児童が、同じマンションに住む同年年のBから、同じクラスであった小学三・四年生時に、ボールをぶつけられたり、ランドセルを引っ張られたり、自分の書いたキャラクターの絵に対し「気持ち悪い」と言われるなどのいじめを受けた。五年生時にはBと別クラスになったのに、能力別クラスで一緒になり、その参観授業で他の子と一緒に「死ぬ」のジェスチャーをして笑ったり、自宅マンションや近所で出会ったときに避けられたり無視されたりするいじめが続き、七月に双方の親と校長・担任教師・スクールカウンセラーなどの話し合いが行われたが不調に終わり、休みがちになり、二学期以降不登校となって、三月に転校するまで不登校が続いた。

裁判所は、以下のように判断してBの行為の違法性を否定した。「本件では小学校における児童間のいじめが不

法行為として損害賠償請求権を発生させるか否か問題となつてゐるところ、特定児童の行為が他の児童にとつて不愉快なものであつたことが認められたとしても、そのことから直ちに客観的に見て違法な不法行為として損害賠償責任を生じさせるといふことはできない。小学校は未だ人格的に未成熟な児童が他の児童との集団生活を通じてその人格を形成陶冶する場でもあり、その過程においては不愉快な経験をすることも想定されるところで、不愉快な思いをしたこと自体から直ちにそれを惹起した行為を逐一不法行為として損害賠償請求権が発生せしめることは、上記の小学校の意義にそぐわないといふべきである。小学校における児童間の行為については、更に、特定児童に不愉快な思いを惹起させた行為の具体的な性質、それがされた前後の具体的状況など(例えば、有形力の行使を伴うか否か、当該児童間の関係や当該行為の組織性や継続性、突発的なものであつたか計画的なものであつたかなど)を総合的に勘案した上で、それが社会通念上許される限度を超え、客観的に違法な不法行為として損害賠償請求権を生ぜしめるものか否かを慎重に検討判断する必要がある。また、その判断検討に当たっては、『いじめ』という概念はその内包及び外延のいずれもが曖昧かつ不定型であるから、『いじめ』に該当するか否かという仕方では不法行為として損害賠償責任の有無を判断することは相当ではない。」「本件いじめ問題のうち小学校三年生及び四年生時の出来事に関して、Bの行為は原告にとつて不愉快なものであつたといふことができるが、いずれも組織的であつたり継続的な行為であつたわけではなく、また、その都度、担任教諭からの指導により、Bが原告に謝罪するなどして、双方児童において問題が解決されたとの認識に至つてゐることからすれば、社会通念上許される限度を超えていたといふことはできない。」「小学校五年当時、原告は、Bに関して、無視や嫌な思いなどをさせられており、Bとは別に仲良くしたいとは思つておらず、自分に関わらないでほしい、構わないでほしいと感じており、Bも、原告に関し、原告にはなるべく近寄らず、関わらないようにしてきており、もう仲良くなりたいたとは思つていなかっ

たのであり、両者の関係は良好なものではなかった。「原告は、上記各出来事によって嫌な気持ちになったことは認められるものの、上記出来事を個別にみれば、それ自体としては良好な関係にない小学校の児童同士における具体的行為としてはおよそ社会通念上許される限度を超え、あるいは、社会的相当性を超える行為と評価することはできず、また、上記出来事を全体としてみても、Bが原告の嫌がる行為を継続的、計画的及び組織的に行ったとみることもできない」ので不法行為があつたとはいえない。

第三の事案は、いじめ対策法施行後の私立高校一年女子生徒のいじめ自殺未遂についての損害賠償請求事件（横浜地横須賀支判平二八・一一・七）⁴である。当該生徒は高校入学後同級生四人とグループになり親しくしていたが、五月一日から突然グループの他の生徒からにらまれたり、輪に入れてくれなくなったりし、女子生徒の携帯ではラインができませんのでそれまで見せてくれていたスマートフォンも見せてくれなくなつた。土日を挟んで月曜一日午前には気分が悪いと保健室に行き、養護教諭に相談し、その後担任教師にもグループ生徒の名前を挙げて相談した。生徒は帰宅後、母にいじめを受けていると話し、両親は、女子生徒がいじめの原因かもしれないと考えているラインができるようにするため、スマホを購入した。翌朝、四名の名前を挙げ、「イジメられてすごい悲しかったもうたえられないそして一生ゆるさない」という遺書を残して自殺をはかり、治療の結果植物状態となつた。

裁判所は、損害賠償請求権の成否については、「被告生徒らの行為の具体的な性質、それがされた前後の具体的状況、行為の継続性等を総合的に勘案した上で、それが社会通念上許される限度を超え、客観的に違法な不法行為として損害賠償請求権を生ぜしめるもののかを慎重に検討する必要がある」とした。「原告が本件自殺未遂をする四日ほど前の平成二六年五月一日頃から被告生徒らのグループから疎外されいじめを受けていると感じるような辛い思いをしていたこと、被告生徒らは、原告に上記のような気持ちを抱かせるような本件各行為を原告に対し

てしたということが認められる。」「しかしながら、そのような被告生徒らの態度の変化があったと認められるのは本件自殺未遂の当日を含め五日間ほどであり、しかも、そのうち被告生徒らと原告が接触していたのは三日間であり、被告生徒らが原告に対し本件各行為をした期間は非常に短く、行為の継続性も窺われないことや行為態様も強度の有形力の行使を伴うものでもなく、いわゆる『L外し』というようなインターネット上のグループを利用し、集団的に特定個人のみを疎外するものともいえないことからすると、同世代の未成熟な少年少女が集団生活を送る中で起こりうる意地悪程度のものであったというべきであって、本件各行為の内容が社会通念上許される限度を著しく逸脱しているものということはできない。そうすると、被告生徒らの原告に対する本件各行為は、原告にとつて不愉快なものであったということはできるものの、それらを社会通念上許される限度を超えた客観的に違法な行為(不法行為)と評価することはできない。」

確かに、被害者の受け止めに重視したいじめの定義(二〇〇七年のいじめの新定義以降)では、従来ともすれば否定されがちであった心理的いじめについても、いじめと評価されるケースが増大し、上記三判例が指摘するように、暴力的ないじめと異なり、当該いじめに損害賠償責任を基礎づけるほどの違法性が認められない場合、ないしは、境界線上のケースも存在し得よう。その意味で、いじめ対策法上のいじめ該当行為が、不行為法上の違法に直結せず、違法性が否定されるケースの存在は、いじめの定義の広範さから必然ともいえる。そして、不行為法上の違法性判断の際の考慮要素として、当該行為の具体的性質、その前後の具体的状況(行為の継続性・組織性・計画性など)をあげ、当該行為が社会通念上許される限度を超えているか否かを判断するという手法は、判断基準としてやや抽象的ではあるが肯定できる。

しかし、行為の具体的性質の判断に関連して、上記三判決が、いずれも、「身体の苦痛又は財産上の損害を与え

る行為の有無」(名古屋地裁判決)、「有形力の行使を伴うか否か」(東京地裁判決)、「行為態様も強度の有形力行使を伴うものではなく」(横浜地裁横須賀支部判決)と、有形力行使を伴うものかどうかを違法性判断で重視しているようにみえる点は、有形力行使を伴わない心理的いじめの被害者に与える苦痛(ダメージ)の過小評価の懸念を否定できない。心理的いじめの特徴は、一見軽微に見える無視、からかいや悪口の日常化によるダメージの蓄積であり、被害者の苦痛の程度は、暴行・恐喝型のいじめと変わらない。第一事例では、被害者が苦痛に感じているのが明らかであるのに続けられた加害児童の嫌がらせ発言は、その執拗さから見て、違法性の否定には疑問が残る。第一・第二事例とも、被害が不登校という保護者を含めた被害者側の事情も要因として無視できない性質のものであることも、違法性判断に影響していると思われる。

第三事例では、違法性否定の判断は、いじめ行為が極めて短期間であったことが重視された結果と思われるが、短期間であっても心理的いじめが自殺の決行に至るほど被害者に与える絶望感(ダメージ)の大きさを示している。このケースでは、体罰自殺と同様に、いじめた被告生徒らを罰する目的の攻撃的自殺の要素も考えられるが、判決のいう「意地悪」がいつまで続くのか予測できず、「逃れられない継続的孤立」に転化する可能性を否定できない以上、被害者の絶望の深さは十分に想像できる。

他方で、いじめの違法性が認定されて損害賠償請求が一部認容されたいじめ対策法制定以前の県立高校二年生男子生徒のいじめ自殺事件の判決(神戸地判平二八・三・三〇)⁵⁾では、不法行為に該当するいじめは、二〇〇六年以前のいじめの旧定義に該当する場合であるとす。「少なくとも本件各行為がこのように定義づけられた『いじめ』に該当する場合には、正に、『故意…によって他人の権利または法律上保護される利益を侵害』するものと評価することができる。そうすると当該行為が上記定義に該当する場合には、特段の事情がない限り、民法七〇九条の『不

法行為』に該当するものと解するのが相当である。」同判決は、いじめを構成する個別行為ごとにいじめ該当性を判断するといういじめ認定の方法についての欠陥とあいまって、あえて、旧定義によりいじめを限定的に解することによって、いじめ被害の全体像の認識が不十分であるといえる。不法行為法上の違法性の線引きをいじめの旧定義で行うことは、この間のいじめ認識の発展と整合性がつかず、いじめの過小評価につながりやすい。

二 いじめ認定

いじめにより自殺のような重大被害が発生した場合、いじめ対策法制定以前の大阪のいじめ自殺事件の第三者委員会の調査以来、学校のいじめ調査に不信感を抱いた被害者側からの要望でいじめの調査のための第三者委員会が設置されるケースが増えている。これらの第三者委員会の調査報告で、個別行為を列挙して以下のいじめ行為が認められたという形式がとられることがある。確かにいじめの態様の説明として、どのようないじめ行為が行われたのかを列挙することはいじめ理解に有用である。特に、暴行・恐喝型ないし暴力型いじめのような見えるいじめにあつては、わかりやすい。しかし、いじめは、基本的には子ども間の関係性の病理であつて、個別行為に尽きるものではなく、個別行為に現れた関係性の変化を時系列的に把握すべき事象である。個別行為の有無とその態様の事実認定は重要であるが、いじめを個別行為に分解して、一つ一つの行為が不法行為としてのいじめにあたるか否かを判断した場合、いじめの時系列的变化と被害者の側のいじめによるダメージの集積が結果として無視されてしまい、いじめ被害の全体像が分断されてしまう。このようないじめの特徴を前提に、従来がいじめ判例では、いじめ判断は、個別事実の全体的関連の中で、関係性の法的評価として行われてきたのである。

前掲高校生自殺事件神戸地裁判決の事例は、県立高校二年生の男子生徒Aが、クラスと同級生三人により、一学期の間、「ムシ」と呼ばれたり、コーラス大会の練習時に「エキスが付く」などと言いながら周りの生徒を押し、Aにぶつからせようとしたり、椅子の入替え行為などのいじめを受け、八月中にスマートフォンで二〇回以上自殺の方法等を検索し、二学期前日に自宅で自殺した事件である。遺族による加害生徒らと県に対する損害賠償請求訴訟で、裁判所は、いじめとして主張された行為について、「ムシ」と呼ぶ行為、椅子に虫を置いた行為、金平糖等を投げつける行為、椅子の入替え行為など八項目に分けて、それぞれの行為の不法行為該当性を判断した。判旨は、被害者をムシと呼ぶ行為を被害者の人格を深く傷つける悪質重大ないじめの中核行為として位置づけ、その行為との関連で行われた行為についても悪質ないじめと評価したが、「金平糖等を投げつける行為」「現代文の指名行為」等の三項目については、ムシと呼ぶ行為から「直接派生し、あるいは深く結びついた行為ではない上、その各行為態様等をもみても、いずれも継続的に行われたものではなく、亡Aの平穏な学校生活を妨害するものであるとはいえず、亡Aに深刻な苦痛を感じさせるものであるとまではいい難い。」として不法行為該当性を否定した。また、被害生徒が他の教室で授業を受け、ホームのクラスで別の授業が行われる際に被害生徒の席に座ることになったいじめグループの一人が、机や椅子を取り換えた行為について、「本件行為⑧は、亡Aに対する嫌悪感に根ざす行為ではあって、・・・亡Aに心理的攻撃を加え、精神的苦痛を与える行為ではあるが、・・・亡Aに気付かれないように行われていた可能性が高く、亡Aが本件行為⑧を認識していたかについては合理的な疑いが残る。そうすると亡Aは、本件行為⑧により深刻な苦痛を感じていたものとはいいい難く、上記『いじめ』には該当せず、民法七〇九条所定の不法行為は構成しない」。結論的に、裁判所はいじめ行為として主張された八項目のうち、四項目について不法行為としてのいじめと認定した上で、「被告少年らの言動は、一学期が終了するまでの約三か月間にわたって、

機会ある毎に、・・・執拗に繰り返され、その間、亡Aは、かかる一連の『いじめ』行為に不快感(苦痛)を感じつつも、これに抵抗することはできず、多くの場合なす術もなく俯くばかりであったことが認められる。そうだとすると被告少年らの上記『いじめ』行為は、極端な有形力の行使を伴うものではなかったにせよ、同人の人格を深く傷付け、大きな精神的苦痛を生じさせる共同不法行為に該当するものといえることができ、その違法性の程度は、この種の類型の『いじめ』としては大きいものといえるべきである。」

このいじめ判断には、いじめ被害におけるダメージの集積の視点といじめを関係性でとらえる視点の欠如が指摘できる。不法行為性を否定された「金平糖等を投げつける行為」に含まれている消しゴム飛ばしは、いじめの典型的行為の一つであり、このような「小さな攻撃」の過小評価は、いじめ被害の全体像をゆがめる結果となる。特定個人に対する消しゴム飛ばしが教室内で行われ、教師は気づかず、周りの生徒だけが気付いている状態でそれが黙認されている場合、それは、クラス内でのいじめに対する当事者以外の生徒たちの黙示的承認を示し、当該標的となった生徒にとっては、人格的貶めの日常化を意味する。被害者にとっては、孤立の日常的指標であり、一見些細な「小さな攻撃」もそのダメージは確実に蓄積していくことは軽視されるべきではない。椅子の入替え行為も、消しゴム飛ばしと同様に、このような行為がクラス内で公然と行われ、それを目撃していた他の生徒に問題視もされなかったとすると、被害生徒に対する人格的貶めを当然視するもしくは問題は感じないクラス内の雰囲気・状況が見てとれる。被害生徒が気付いていないからいじめではないのではなく、被害生徒に対するいじめのクラス内での日常化、いじめの存在が空気のようになっている状況を示す事実として、いじめの深刻さを表している。こうした行為についていじめ認定を否定することの不合理は明らかであろう。一般的に、クラス内の多数派によって行われる転校生いじめのケースなどでは一つ一つの行為自体は嫌がらせ、からかいにしか見えない「小さな攻撃」でしか

ないことが多い。また女子生徒間の心理的いじめなども、「小さな攻撃」の積み重ねの形式をとる場合がある。いじめとして主張された事実を個別行為に分解して不法行為該当性を評価する手法は、このようなケースに無力であり、有害でもある。神戸地裁判決では、以上のようないじめ行為の個別的認定に基づき、いじめによる精神的被害に対する慰謝料として一〇〇万円を認めた。

三、心理的いじめによる自殺の予見可能性

いじめ判例の中でもいじめ自殺事件では、特別損害とされた自殺の予見可能性の問題が被害者側の救済の壁になってきた。初期のいじめ判例でも、自殺の予見可能性は不要と判断としたものもあつたが、判例動向としては、いじめ自殺を予見可能性を損害賠償の前提とする特別損害と位置付けるものが大半であつた。近年のいじめ判例では、自殺の予見可能性を肯定する判決も生じているが、最近の判例でも、いじめと自殺との事実的因果関係を肯定しても、自殺の予見可能性について、なおかなり具体的レベルでの予見可能性を要求し、これを否定する判例が多い。

桐生市の外国籍の小学六年生の女子児童のいじめ自殺事件(前橋地判平二六・三・一四)⁽⁸⁾は、全国的にも注目を集めた事例である。四年生の二学期に転校してきたCは、五年生時に「くさい」「きもい」等の悪口を言われるいじめを受けていた、六年生時になると、さらに、ゴリラの意味を込めた「〇〇ゴリ」などとも呼ばれ、複数の児童から「ばい菌」「きもい」「うざい」などといわれた。Cのクラスは六月下旬ころから学級崩壊状態になり、Cや両親が担任教師に悪口のことを訴えても、事態は全く改善されなかった。九月末の席替えの実施以降、給食時に勝

手にグループごとに食べるようになったが、Cはどのグループにも入ることができず、校外学習の日までクラスの中でCだけが計九回一人で給食を食べた。給食が原因で校外学習前の二日間を休んだCは、「校外学習の日だけ学校に来るのか」と複数の児童から言われ、「いつも一人で給食を食べている。こんな学校はもう行きたくない。大嫌いだ」と大声で泣きながら訴えて参加を拒んだが、校長等の説得で参加した。しかし、校外学習の最中にも悪口を言われ続け、昼食も一人で食べた。Cは校外学習日の翌々日に自宅で自殺した。

判旨は、いじめの経緯とクラスの状態を丁寧に認定し、「Cは、校外学習日の二日後、子ども部屋で孤立し、担任教師及び校長を含めた本件小学校の教諭が本件クラスの児童に対して適切に指導等しない結果形成されたCの置かれた状況から逃れようとして、自死を決意し、あるいは、本件小学校の教諭や原告両名に対し、この孤立感や絶望感、無力感を、自死を図ることによって訴えようとして、突発的に本件自死を図った」として、学校側の対応と本件自死との間の事実的因果関係を肯定した。しかし、Cには学校でも家庭でも自殺念慮の言動や自殺の前兆行動がなかったこと、突発的な自死であること、「本件悪口、仲間はずれ及び校外学習日の非難といったいじめを受ければ自殺するということが一般的なこと」というのは困難なことであるので、担任教師や校長に自死の予見可能性はないとした。

本件のように長期にわたる孤立が続く悪質ないじめについては、些細なきっかけで、いつ自殺が起きても不思議ではないというのが、現在のいじめ認識の水準といえよう。学級崩壊状態の中でいじめが発生しやすく、かつ、全体の混乱の中で教師の認識の中でも埋没しやすいということもいじめの経験的事実であり、校長は、学級崩壊状態に陥ったクラスについては、いじめの存在に特別な注意を向けることが要求されている。しかも、本件では、校外学習日のAの訴えは、大人しいCの常とは変わった必死のものだったのであるから、遅くともこの時点でCの自殺

の危険性は、子どもの自殺についての知見を含め、教育専門性をもった教師(校長)にとって十分認識可能だったといえる。

前掲神戸地裁判決も、いじめと自殺の事実的因果関係について、「亡Aは、助けを求める友人も身近にいない状況で、被告少年らから本件いじめ行為を受け続け、ひどい孤立感、無価値観にさいなまれ、これからも永遠にこうした強い怒りや苦しみが続くものと思ひ込みを深め、自殺以外の解決方法は思い浮かばない心理的な視野狭窄に陥っていたことが推認される」とし、他の要因は自殺の原因にはなりえないとしていじめと自殺の条件関係を認めた。しかし、本件いじめ行為は、「執拗で、亡Aの人格を大きく傷付ける悪質なものであったことは否定し難いが、ただ、そうはいっても執拗かつ苛烈な暴行等が長期間にわたり反復継続し、肉体的・精神的に重大な苦痛を与え続けたという性質のもの」ではないので、亡Aの自殺は特別損害にとどまるとし、いじめの態様、席替え後のいじめ行為の減少、一年時の自殺未遂経験など亡Aの側の事情を被告少年側が知らなかったことなどを総合考慮すると、被告少年らに自殺の予見可能性は認められず、学校側にも予見可能性は認められなかった。

判決では、長期の暴力的いじめにあつては、自殺は予見可能性を問わない通常損害といえるが、心理的いじめについてはなお特別損害であると判断しているようにみえる。しかし、特別損害としても、その予見可能性の判断は疑問である。Aの自殺が伝えられた直後のいじめグループの反応は、「ヤバ、俺らのせいや」などとグループ内では話すなど、自分たちの行為の危険性については十分認識していたこと、暴力的いじめだけではなく、心理的いじめによつてもいじめ自殺が多く生じていることは周知の事実であり、何よりも、本件いじめが公然と行われ、少なくともクラス内での抑止力が全く働いていない中でAの一学期を通じての孤立状況を作り出したことから、被告少年らには自殺の予見可能性を認め得る余地がある。本件いじめを認識することが可能であった学校側についても

同様である。判決の予見可能性否定の大きな根拠は、本件いじめが暴力的ないじめではなかったことであると推論できるが、それこそが、心理的いじめによるダメージの蓄積の危険性の過小評価といえる。

以上のような自殺の予見可能性判断と対照的なのは、市立中学二年生男子生徒がいじめを受け、同級生三名のタイムマンを装った暴行によって心肺停止状態となりその後植物状態となった事案の損害賠償請求事件判決(さいたま地川越支判平二八・一二・二二)⁹⁾である。裁判所は、以下の通り、教員の予見可能性を肯定し、市に対し、加害生徒と連帯して、約一億五千万円の支払いを認容した。被害生徒(原告)は、「よだれを垂らしてしまうことなどを理由に、周囲の生徒から継続的なからかいの対象となっていた」。また、教員側も、同生徒が通常の学校生活を送ることについて支障があり、対人能力に問題があることを認識しており、すでに周囲の生徒の言動により三回の暴力事件に及んでいたことの報告も受けていたので、これらのからかいが「暴力を伴う事件にまで発展している事実を十分に認識しえた」。他方で、加害生徒Y4たちは、被害生徒を貯水池に入らせたり、金銭を要求するなど、深刻な嫌がらせ行為が発生していて、教員たちはこれを知らなかったが、調査により容易に認識可能であった。「本件中学校の教員らは、原告の暴力事件や原告の特性に加え、Y4が暴力傾向を危惧されていたことを考慮すれば、Y4をはじめとする周囲の生徒により、原告に対するからかいや嫌がらせが暴力を伴う事件にまで発展する事態を予見し得たと評価できる。」

さらに、部活動顧問教師による継続的な体罰・暴行による高校生自殺事件の損害賠償請求事件判決¹⁰⁾では、生徒が最も強度の暴行を受けた日の夜に自殺を決意し実行したこと、暴行により不安、苦悩、混乱を示す言動をしていたことから事実的因果関係が認められ、当時「指導死」問題が社会問題化し、文部科学省などによる注意喚起がされていたことを総合考慮すると、当該教師には自殺の予見可能性が認められるとした。同判決は、津久井町立中いじ

め自殺事件の自殺の予見可能性判断の手法と近似している。

暴力的ないじめの延長上での深刻な暴力行為の場合、具体的な予見可能性まで裁判所は求めていない。悪質な心理的いじめによる被害者の自殺の現実化の可能性は、いじめ暴力事件の拡大の可能性とほぼ同様なものと考えられるように思われる。心理的いじめによる自殺についてだけ、暴力的いじめよりも予見可能性のハードルを高く設定する判例傾向は、克服されるべきである。

前橋地裁の判決では、相当因果関係が否定された結果、自殺損害についての損害賠償請求は認容されなかったが、いじめによる精神的苦痛に対する慰謝料として三〇〇万円が認められた。しかし、この賠償額についても、心理的いじめの精神的被害に対する過小評価を推測せざるを得ない。神戸地裁判決でも、「自殺以外の解決方法は思い浮かばない心理的視野狭窄」の陥るほどのいじめについて、前述のように、いじめ自体の慰謝料として一〇〇万円しか認められていない。暴行型のいじめである初期の中野富士見中いじめ自殺事件控訴審判決⁽¹⁾では、本件同様に、いじめと自殺との事実的因果関係を認めたが、自殺の予見可能性を否定していじめによる精神的被害についての慰謝料を認容したが、額は一〇〇万円である。三事案を比較すると、被害者の属性において性別と中学生と高校生・小学生の違いがあるが、慰謝料額の相違の原因としては、いじめの態様が有形力行使を伴ういじめか否か(暴力的いじめか心理的いじめか)といういじめの態様の違いが決定的といえよう。ちなみに、慰謝料算定要素となりうるいじめの継続期間は賠償額の低い桐生市の事案のほうが長い。目に見える痛みがある暴力的いじめのほうが精神的苦痛の大きさも評価されやすいということであろうか。

四 いじめ発見義務といじめ調査報告義務

いじめ対策法においては、従来のいじめ裁判で争点とされていた学校側のいじめ発見義務と、被害発生後のいじめ調査報告義務について、立法で明示された。いじめ発見義務については、同法八条に、学校・教職員の「学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む」責務といじめが疑われる場合の「適切かつ迅速」な対処責務が総則的に規定され、早期発見のための定期的な調査義務（二六条一項）、通報その他によりいじめが疑われる場合の「いじめの事実の有無の確認を行うための措置」義務（二三条一項）等に具体化されている。いじめ調査報告義務については、法二八条一項で、自殺など「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（一号「生命・心身財産重大事態」）や「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（二号「不登校重大事態」）と定義された「重大事態」が発生した場合には、学校または学校設置者に「事実関係を明確にするための調査」義務が課された。同時に、「当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他必要な情報を適切に提供するものとする」といじめを受けた子ども・保護者に対する事実関係等の情報提供・説明義務（二八条二項）も定められた。

いじめ調査報告義務については、従来のいじめ裁判では、在学関係の付随義務として、信義則から、「学校内、または、学校外においても学校に何らかの原因があると窺われるような事故が生徒に発生した場合には、その原因などについて、調査した上で、必要に応じて、当該生徒又は親権者に対して報告する義務」¹²などと定義されていた。

親・保護者に対する報告義務は、原理的には認められたものの、その義務の射程距離は明確ではなく、「必要に応じて」という限定は、往々にして、その調査方法・範囲及び報告内容についての広範な学校裁量の承認を導き、被害者にとっては全く不十分な調査報告であつても、調査報告義務違反が認められることは例外的であつたが、二〇一二年のいじめが疑われる私立中学一年男子生徒の自殺損害賠償請求事件判決⁽¹³⁾で、学校側の調査報告義務違反が認められた。

この事例では、両親は、当初自殺の事実を伏せておきたいという意向で、学校側も生徒に対してその事実を公表しない対応をとつた。しかし、自殺後いじめが疑われる事実が次々と明らかになり、自殺事実を公表したうえでの原因調査を求めるようになった。学校側は、同級生一人と生徒が所属していたゴルフ部員だけに聴き取り調査をしたが、その範囲は狭く、かつ調査内容も不十分であつたので、両親は学校に対し、複数回にわたり、文書で自殺を公表した上での全校生徒に対する自殺原因調査を求めたが、学校側は、最終的に、生徒の精神的な健康への悪影響のおそれを理由として、全校生徒に対する調査を拒否した。

判決は、学校法人は、「信義則上、在学契約に付随して、生徒が自殺し、それが学校生活上の問題に起因する疑いがある場合には、その原因が学校内のいじめや嫌がらせであるか否かを解明するために、他の生徒の健全な成長やプライバシーに配慮したうえで、必要かつ相当な範囲で、適時に事実関係の調査をして、保護者に対しその結果を報告する義務を負う」と調査報告義務を肯定した。それまでに明らかになつた事情を考慮すると、調査報告の必要性は「相当程度高かつた」ので、学校側の全校生徒に対する自殺原因調査の懈怠は、調査報告義務違反であり、慰謝料一六〇万円を認めた。

高知地裁判決の「必要かつ相当な範囲での調査報告義務」という構成は、従来の「必要に応じての報告義務」と

いう学校側の広範な裁量を前提にした概念よりも、調査・報告の範囲・内容に要求される客観的水準による義務履行の成否の判断を可能にする点で、一步調査報告義務概念の法的構成を進めたものと評価でき、調査報告義務を法定したいじめ対策法の考え方にも適合している。

桐生市の小学生いじめ自殺事件前橋地裁判決では、学校側及び第三者委員会の調査報告義務違反が認められた点で注目される。判決は、「公立小学校の設置者である地方公共団体と在学する児童の保護者との間には、公法上の在学契約関係が存在し、この在学契約関係の中で、教諭らは学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係において児童らを指導するのであるから、地方公共団体は、上記法律関係の付随義務として、児童が自死し、それが学校生活上の問題に起因する疑いがある場合には、必要かつ相当な範囲で、速やかに事実関係の調査(資料保全を含む)をし、保護者に対しその結果を報告する義務を負うべきである」として、前掲高知地裁判決同様に、学校設置者に「必要かつ相当な範囲」の調査義務を課した。そして、学校側の調査については、児童・教員の聞き取り調査自体が不十分で、かつ、聞き取り調査の件の分析も不十分であるので、「校長報告書は、事案解明に積極的に取り組み、その結果を記載したものは言い難い」と調査義務違反を認定した。第三者委員会について、第三者の立場から公平かつ客観的に調査し、その結果を報告するという「目的にそう調査報告をするためには、被告桐生市から提出する資料を検討するだけでなく、あるべき資料がすべて提出されているか確認し、不足があればその提出を求め、本件小学校が実施した教諭や児童に対する聞き取りが不十分である場合には、これを補足する聞き取りを実施すること等が必要である。」とする。「第三者委員会においては、重要な資料を踏まえ、必要な補足調査をも行われていないから、適正な調査報告がなされたということはできない。」「そして、新たな事実調査が行われず、その結果、第三者委員会が設置されたことにより新たに判明した事実は存しないまま、第三者委員会から、

本件自死について、家庭環境等の他の要因も加わり、自死を決意して実行したと判断することが相当であるとの結論が示されたのであるから」、被告桐生市は、調査報告義務を果たしたといえないとした。

いじめについての第三者委員会は、いじめ対策法制定以前から、すでに数多く設置されており、いじめ対策法制定後はいっそうの増加が予測される。本件は、裁判所により、第三者委員会調査の違法性が認定された初めての事例といえる。裁判所は行政任せの調査に厳しい批判を加えた。今後の第三者委員会の調査活動に対する指針といえる。第三者委員会については、その構成自体が被害者側との紛争となった結果生じた事件発生から調査開始までのタイムラグが、事実解明調査の困難さを増大させる要因となっている。この意味で、第三者委員会にとっても事件直後の学校側の調査および資料保全是決定的に重要である。

まとめ

いじめ対策法制定前後のいじめ判例の分析からは、いじめ裁判で争われるいじめについて、明らかに心理的いじめの比重が高まっていることが指摘できる。しかし、裁判所には、当初の暴力型いじめで形成されてきたいじめ判断の手法・法理をそのまま心理的いじめの判断に適用しようする傾向がみられる。このことは、心理的いじめについての判断にさまざまな矛盾もしくは事実との不適合を生じさせている。ほとんど言葉だけのいじめでも、集団からの排除による孤立は、被害者に暴力的いじめと同様な無力感・絶望感・自己に対する無価値観を招き、自殺以外の解決策を見いだせない心理状況に追い込む。この心理的軌跡は、暴力的いじめと心理的いじめに共通的である。にもかかわらず、暴力、有形力の行使のない心理的いじめは、暴力的いじめと比較して軽いいじめ、悪質性の低い

いじめと評価されている。その結果、心理的いじめについては、暴力的いじめと比較して、行為の不法行為法上の違法性、いじめの個別行為の評価、いじめ自殺の予見可能性、損害賠償額の判断において、行為の違法性及び被害(精神的ダメージ)の過小評価につながっている。この点では、転校生に対する複数の同級生によるいじめについて、その共同不法行為性と自殺の予見可能性を肯定した津久井町立中いじめ自殺事件判決が参考になる。心理的いじめでは、暴力的いじめ以上に、個別行為の連続性、重層性を重視したいじめの全体像把握が留意されるべきである。

いじめの調査報告義務については、学校・教育委員会側の広範な裁量が否定されてきた段階で、いじめ対策法により、被害者に対する説明責任を意識した調査報告義務が法定された。今後の法運用の過程で、義務の範囲・内容が争われる事例も増加するとみられる。

- (1) 例えば、小学五年生に対する「ボッチ」「補欠でもサッカー好き」などの投稿について、東京地判平二八・二九、高校生自殺の加害者であるとの投稿について、東京地判平二八・九・二九、いずれもDI-Law.com判例体系所収。
- (2) 判時二二八・八七
- (3) DI-Law.com判例体系
- (4) DI-Law.com判例体系
- (5) 判時二二三八・二四
- (6) いわき小川中いじめ自殺事件、福島地いわき支判平二・一二・二六判時一三七二・二七(確定)
- (7) 津久井町立中いじめ自殺事件、一審横浜地判平一三・一一・一五判時一七七二・六三、控訴審東京高判平一四・一・三一判時一七七三・三(確定)
- (8) 判時二二二六・四九

- (9) 判時二三三八・六一
- (10) 桜宮高校体罰自殺損害賠償請求事件、東京地判平二八・二・二四判時二三三〇・七一
- (11) 東京高判平六・五・二〇判時一四九五・四二
- (12) 前掲津久井町立中いじめ自殺事件一審判決
- (13) 高知地判平二四・六・五判夕一三八四・二四六